

社会福祉法人小牧市社会福祉協議会 役員等の報酬
及び費用弁償に関する規程

(平成16年4月1日規定制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人小牧市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において「役員等」とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本会の理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 各種委員会及び各種協議会委員
- (4) 心配ごと相談員
- (5) 前各号以外の者で本会会長が委嘱した委員等

(報酬の額)

第3条 役員等（常務理事を除く。以下この条において同じ）が、本会の理事会、評議員会又は別表第1に定める委員会等の会議等に出席した場合は、当該出席した役員等に対して、別表第1に定める報酬を支給する。ただし、当該役員等が小牧市及びその機関等に常時勤務する公務員の場合は、これを支給しない。

2 常務理事の給付については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常務理事の給与とは、給料、通勤手当、期末手当をいう。
- (2) 給料は、1箇月275,000円
- (3) 通勤手当は、社会福祉法人小牧市社会福祉協議会職員給与に関する規則（以下「職員給与規則」という。）の例により算出した額とする。
- (4) 給与の支給条件及び支給方法については、職員給与規則の適用を受ける職員の例による。

3 常務理事が退職する場合は、退職手当を支給する。退職手当の額は、1年につき55,800円とする。在職期間の計算、退職手当の支給制限等については、本会の職員の例による。ただし、就任後1年に満たないで退職した場合は、退職手当は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため旅行した場合、当該旅行に要する費用の弁償（以下「費用弁償」という。）をするものとする。

2 費用弁償の計算方法については、「社会福祉法人小牧市社会福祉協議会旅費規程」により計算した額を支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会の会長が定める。

附 則

この規程は、理事会議決の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員会等の名称	報酬等	備考
小牧市社会福祉協議会 会長・副会長・理事・監事	日額 3,000円	
小牧市社会福祉協議会 評議員	日額 3,000円	
小牧市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会委員	日額 3,000円	
小牧市社会福祉協議会 ボランティアセンター運営委員会委員	日額 3,000円	
小牧市自立支援協議会 全体会 委員	日額 7,700円	
苦情解決第三者委員会委員	日額 3,000円	
小牧市社会福祉協議会 生活福祉資金貸付審査会委員	日額 3,000円	
心配ごと相談所 主任相談員	日額 3,000円	
心配ごと相談所 相談員	日額 3,000円	
第2条第4号に定める委員	日額 3,000円	